

件名	8 陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書
<p><b>【理由】</b></p> <p>全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が無許可で行われていることが、国民的な問題となっています。この是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が採択され、実際に職員アンケートが実施されるなどの対応が進められてきました。その結果、令和 8 年 1 月現在、全国で 104 自治体において対応が行われ、状況は大きく改善されています。これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならぬという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が平均で 57% にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。東京都新宿区では、管理職 132 人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2% が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち 64.3% が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の 50% が「やむを得ず購読した」と回答しています(令和 7 年 8 月)。これを受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことはパワーハラスメントに該当する」として行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。また、千葉県千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした(令和 7 年 3 月、詳細は別添「討議資料」参照)。現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員はいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。ついては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる 3 月末から 4 月上旬に集中する傾向があります。庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力が生じることのないよう、議会として早急な検討をお願い申し上げます。</p> <p><b>【項目】</b></p> <p>1 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断り切れずに購読しているという実態がないかどうかについて、職員に寄り添って調査・確認するよう、行政に求めてください。</p> <p>2 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。</p>	

※原文のまま掲載しています。